令和４年度

第２回　豊明市国民健康保険運営協議会

議　事　録

令和４年１２月１５日（木）

午後３時開始

豊明市文化会館　ギャラリー３、４

令和４年度　第２回豊明市国民健康保険運営協議会　議事録

令和４年１２月１５日（木）　午後３時から
豊明市文化会館　ギャラリー３、４

出席者	公益代表	加藤誠（会長）松本昇（副会長）
	保険医・薬剤師代表	永田康夫（医師代表）太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	田口一子　今井和子　橋本忠幸
	保険者代表	豊明市長　小浮正典
	事務局	健康福祉部長　中村泰正
		保険医療課長　伊藤克代
		保険医療課　（栗田久美子）

傍聴者　　０名

令和４年度第２回豊明市国民健康保険運営協議会を令和４年１２月１５日（木）豊明市文化会館にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題
（１）令和５年度国民健康保険税の課税限度額について
（２）令和４年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果について

開始　午後３時

進行（課長）
定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は大変お忙しく、また大変お寒い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより令和４年度第２回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本日、会議の傍聴の方は今のところおみえになっておりません。もし、おみえになりましたら、会長に諮って許可する形としたいと思います。
それでは、会議の開催に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長
皆さま、こんにちは。
文化会館までようこそお越しいただきました。本当に申し訳ございません。市役所ホールがワクチン接種の関係で使えないものですから、色々な関係で会議室が足りなくなっておりまして、保健センターだったり、今回は文化会館と非常に分かりにくい状況で申し訳ございません。
ワクチン接種の方は、豊明市はずっと国・県の平均を上回った状態で順調に進んでい

るのですが、一方でマイナンバーカードの普及率はとても低い状態となっております。豊明市の方々はマイナポイントは必要ないのかなあと思いながら、推進はしているので予約もどんどん入ってきて、どんどん発行していっているんですけれども、平均もどんどん伸びてきますから、全然追いつかない状態で。ずっと後ろの方に、54 市町村のうち後ろから８番目か９番目くらいを推移している状態で、なかなか追いつきません。頑張りたいと思います。ただ、市民の皆さまに我々はあまり無理も言えませんので、引き続きカード取得についてご案内差し上げているという状態でございます。

今日は、いよいよ国保税の課税限度額、いわゆる上限額を決めていかないといけないということです。来年度の保険税の算定にあたって納付金の仮算定が出てきている状態ですので、最終的な判断をしていくにあたって、今の状況をお示ししていく、そういった会議となります。

本当にこの会議体は、とても皆さまに、要するに市役所の職員ではない方々にお願いする会議体としてはとても重い意思決定をお願いしている状態でございます。皆さまのご判断を基に我々は議案を作って議会に出していく形になります。

そういったことで、いつも申し上げますけれども、分からない点ですとか、疑問点だとか、ご自身の意見があれば遠慮なく仰ってください。そのためにそれぞれの分野の方にお集まりいただいております。その点よろしくお願いいたします。以上でございます。

進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席をさせていただきます。

（　市長退席　）

進行（課長）

本日は、欠席の連絡をいただいている方がございます。保険医・薬剤師代表の松森正起委員と公益代表の加藤充子委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席でございますので、運営委員会規則第５条により、会議は成立となります。

それでは、これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いします。

会長

それでは、令和４年度第２回ということで、豊明市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

県が国保運営の主導権を取ることになって来年は６年目に入ります。こういった中で今、納付金の仮算定が出たといった状況下でございます。今回のこの会議につきまして

は、資料を基に事務局から説明をいただいて、それに対する質疑応答という形の中で、本来保険税を決定していくのは、次回 1 月 26 日、第３回の会議で本算定が出てきますので、その数字を基に豊明の国保税率を決定していただく、こういった運びになろうかと思います。今日につきましては、資料説明をいただいた中で検討していただく。そして年末年始この資料も数字も持ち越しの形で次回の会議を開催させていただいての決定という運びとなりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、議題の（１）に入ります。令和５年度国民健康保険税の課税限度額について、事務局説明をお願いします。

事務局説明

それでは説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

（　資料の確認　）

では、資料に基づいてご説明させていただきます。

最初に令和５年度国民健康保険税の課税限度額について、でございます。

（　資料に沿って説明　）

◎国保税の課税限度額について

・国保税は、加入されている方の所得に応じて算定する所得割額と、1 人あたりいくらという均等割額、1 世帯につきいくらという平等割額、この 3 つの種類の合算で課税される。

・課税される額は上限額が決められていて、地方税法施行令で定める額を超えることができない。

・市町村は国の基準を超えない範囲で課税限度額を条例で定めることとなっている。

・令和４年度の課税限度額について、国基準では医療分 65 万円・後期分 20 万円・介護分 17 万円の合計 102 万円。豊明市は医療分 63 万円・後期分 19 万円・介護分 17 万円の合計 99 万円。

・国基準額は令和 4 年 4 月 1 日から変更されたもので、豊明市の上限額は変更前の国基準額と同じ額となっている。

・そのため、豊明市は国より医療分で 2 万円・後期分で 1 万円、合計で 3 万円、国基準額より低い額となっている。

・令和５年度の課税限度額を国基準額に合わせて医療分 65 万円・後期分 20 万円とし、それぞれ２万円と１万円引き上げたい。

・１年遅れて国基準額に合わせていくことは、平成 28 年度第 2 回の運営協議会で決定された方針に基づくものである。

・国の限度額設定(引き上げ)の理由として、限度額設定が低いと高所得者層の保険税額

が抑制され、中間層以下の方に負担がよりかかること。限度額超世帯の割合を被用者保険の標準報酬月額が最高等級に該当する被保険者の割合(0.5～1.5%)と合わせて、1.5%に近づける運用上のルールによるもの。

・豊明市が１年遅れで対応する理由として、税法改正が毎年３月末公布、４月１日施行であり、国基準変更と同時に市条例改正するには議会開催が間に合わない。１年遅れとすることで、通常議会に条例改正の議案を提出でき、しっかりと審議してもらう時間を設けることができる。また、加入者への周知もできる。
・県内各市の課税限度額の状況は、令和４年度は豊明市を含め４市が１つ前の国基準額で、あとの市は全て今年度から国基準に合わせている。
・今後、県内統一保険料となってくると、課税上限額も国基準に合わせていくこととなると思われるが、今のところ豊明市は運営協議会で決めた方針もあるので無理な引き上げは行わず、１年遅れての対応とする予定。
・改定による影響として、今年度の加入者の所得状況等からの試算で、医療分で約 250 万円・後期分で約 130 万円、課税額が増加し、医療分で４世帯・後期分で 10 世帯限度超世帯が減る見込み。
・(資料 1) より国が課税限度額を引き上げた翌年に豊明市の課税限度額を国基準に合わせてきている状況がわかる。令和５年には国基準が後期分で２万円引き上げ、合計で 104 万円とすることが示されている。

会長

ありがとうございました。ただいま議題（１）の説明をいただきました。

ここで恐縮でございますけれども、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思います。運営協議会規則第８条に基づいて議事録署名人２名を指名させていただきます。保険医・薬剤師会代表の太田委員と被保険者代表の橋本委員にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、今説明をいただきました（１）令和５年度国民健康保険税の課税限度額についての内容についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

会長

それでは無いようでございますので、（２）も説明いただいて、全体でご質問がございましたらお願いします。

（２）令和５年度国保事業費納付金仮算定結果についての内容についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

それでは、（２）令和５年度国保事業費納付金仮算定結果について、ご説明いたします。

（　資料に沿って説明　）

◎令和５年度事業費納付金仮算定結果（豊明市分）について

・豊明市の納付金額(一般分)は 18 億 6,356 万 5,409 円、１人あたり 168,359 円。今年度と比較して１人あたり 16,238 円の増、全体額で約 9,700 万円増額している。
・被保険者数が減っている中で納付金額が 9,700 万円増えてきているので、非常に苦しい状況。

◎納付金の算定方法について

・医療費分納付金の算定方法の概要は、来年度県全体で必要な医療給付費(推計)から公費等で賄われる分を除いた分を、来年の県全体の被保険者数(推計)で割って１人あたり納付金額を出し、市町村ごとの被保険者数を乗じて各市町村の納付金額を算出する。その際、市町村ごとの医療費指数や所得水準によって調整される。
・豊明市の場合、医療費指数が県下１位なのでその分高く算定される。また、所得水準も上位から 19 位なので、平均よりは高く算定される。
・後期高齢者支援金、介護納付金については、国から１人あたり負担金額などが示されそれに基づいて算定される。

◎令和５年度の公費、激変緩和財源について

・激変緩和措置(暫定措置)の国費分は令和４年度の半額となり、令和５年度で終了。暫定措置が減額した分は普通調整交付金(恒久化)に振替えられる。
・県分の激変緩和財源(特例基金繰入金、県繰入金)は令和４年度と同じ。これも令和５年度で終了。
・激変緩和財源ではないが、令和４年度の納付金減額のために使用した決算余剰金(84 億円)は、令和５年度にはない。

◎令和５年度標準保険料率(仮算定時)について

・現在(令和４年度)の豊明市の税率と令和５年度仮算定時の標準保険料率とを比較すると、区分ごとで差の大小はあるが現在の保険税率が標準保険料率に足りていない状況がわかる。
・今後、この差を埋めていかなければならない。

◎各市町村の１人あたり納付金額等の県内順位について

・年齢調整後医療費指数(R1～R3 平均)は、全国平均を１とすると、愛知県平均で 0.907、豊明市は 0.998 で県内１位、県内他市と比べ、１人あたり医療費を多く使っている状況は続いている。
・１人あたり所得金額(R2～R4 平均)は、豊明市は 19 位で、上位 1/3 あたりの順位。
・以上の状況から１人あたり納付金額は 7 位、平成 28 年度からの伸び率も上位から２番目となっている。

会長

ありがとうございました。ただいま（１）課税限度額、それから（２）令和５年度納付金の仮算定結果について、それぞれ事務局から説明がありました。これに対しましてご質問がございましたらお願いします。

今日、これで仮算定の結果を出していただいて、じっくり資料を見ていただければ大変ありがたいんですけれども、次回、皆さまのご意見をお聞きした中で、３月議会にかける内容についてご審議いただくような形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

さっと資料の説明をいただいた中で、ここはというところがございましたらご質問いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうでしょうか。何かございませんか。

これから団塊の世代の方々が次々と後期高齢者になっていく、介護保険もそうですけれど、将来的に今の税率ではどこの市町でもやっていけなくなるのは当然なことですから、一般会計からの繰入をやらなきゃならない状況になってくると思いますけれども、その辺りの調整を県がどのような動き方をするのか、難しいところだと思います。

それから、社会保険適用拡大により国保から社保に人が移っていくと当然国保税を納付する人が少なくなるということですが、人数的にどのくらいの減なのか、今出ているのでしょうか。

事務局

団塊の世代の方が今年、来年、再来年くらいがピークで75歳に到達されて後期高齢者医療に移行されていくので、その分国保の方の人数は減ります。それと、今年の10月から社会保険が適用できる会社の規模が、これまでよりずっと従業員数の少ない会社でも社会保険が適用できることになったので、今まで国保だった人でそういった会社に勤めていた人が社会保険になっていくということで、国保から抜けていっている状況はあります。

年間で実際に何人減っているかは今資料を持っていないのではっきり数字は答えられませんが、予算ベースで令和４年度と令和５年度で600人くらいの減と見込んでいます。

こうして、働いて収入がある人達が社会保険に移って国保を抜けていき、国保には定年後の年金生活の方が多くを占めるというふうになっていきます。もちろん自営業の方もみえますが、自営の方もどんどん社会保険に適用して移行していってしまうので、ますますこの傾向は強まると思われます。

元気で働ける方はそれほどお医者にもかからないので、社保の方の１人あたり医療費はそれほどではないのですが、国保の人は年間で１人あたり平均30万円を超える医療費を使っていらっしゃるという状況になっています。この状況は今後も続くのかなと思っています。

ただ、先ほどご説明したとおり、今、後期高齢者医療に移っていっているので、その分は使う医療費は減っていくはずです。逆に後期高齢の方が増えてきて、当然後期高齢の方は医療費を使うので、後期高齢医者支援金分が増えていくことが予測されます。

国は全世代型社会保障制度と言って、これまでは世代間で、若い人がお年の人を支える考え方で年金や保険など社会保障制度が作られているのを、後期高齢の人がどんどん増えてきて、これからも増えることがわかっているので、お年の方も支払える能力のある方には相応の負担をしていただこうと、どの世代も能力に応じた負担という風に国が制度を変えようとしているところです。ですので、将来的には、先ほど言った後期高齢者支援金も今よりは減ってくるとは思いますが、そもそも国保の人が減っていってしまうので、どっちがどうなるか、何とも分からない状況かなと思います。国保の人数は減り、全体の医療費は減っていくけれども、構成員の状況をみると１人あたり医療費は伸びていく可能性は大かなとか、全世代型社会保障制度になって後期高齢者支援金は減るのかなとか、減る要因と増える要因があるのでどちらが影響大なのかなと、個人的には思っています。これからどうなるか、なかなか難しいです。

会長

ありがとうございます。どうでしょうか。関連の質問でも結構ですが。

よろしいでしょうか。それでは無いようでございますので、（３）その他に入ります。事務局、よろしくお願いします。

事務局

はい、その他は特にございません。

今回は納付金仮算定の結果をご説明させていただきました。次回は本算定の金額が出てきます。それに基づいて来年度の税率をどうするかというお話になってきます。次回1月26日の運営協議会にて、税率等について市長より諮問させていただきますので、この会議で皆さんで考えていただく場となると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

会長

それでは、次回を１月26日木曜日、午後３時からでございます。今度は保健センターの３階になりますので、よろしくお願いします。

そのほか、委員の方々から何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。なければこれで第２回国保運営協議会を閉じさせていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

事務局
　ありがとうございました。

終了　午後３時４７分

会議議事録に関する署名
国民健康保険運営協議会規則第８条に基づき署名する。